

平成22年4月30日
(照会先)
記録管理部 木了、千葉
(電話直通) 0422-72-3111
経営企画部
(電話直通) 03-5344-1110

報道関係者 各位

「ねんきん特別便」の地方公務員等共済組合加入期間に関する回答について

1. 概要

「ねんきん特別便」に関し、共済組合加入期間について照会をいただいた方に対しては、共済組合から情報提供を受けて、本年4月から回答の送付を開始したところですが、このうち、地方公務員等共済組合(以下「地共済」)関係の回答の一部に記録の漏れがある事例が判明しました。

2. 原因

日本年金機構(旧社会保険庁)では、昨年11月から12月にかけて、地共済から、平成9年1月1日前の記録(基礎年金番号導入以前の記録)の提供を受け、共済記録の確認を行ってきました。その際、両者間で確認調整を要する記録については今回の地共済からの情報提供には含まれていないことについて、事前の連絡調整に不十分な点があったため、お客様に対し不正確な回答を行ってしまったものです。

3. 影響

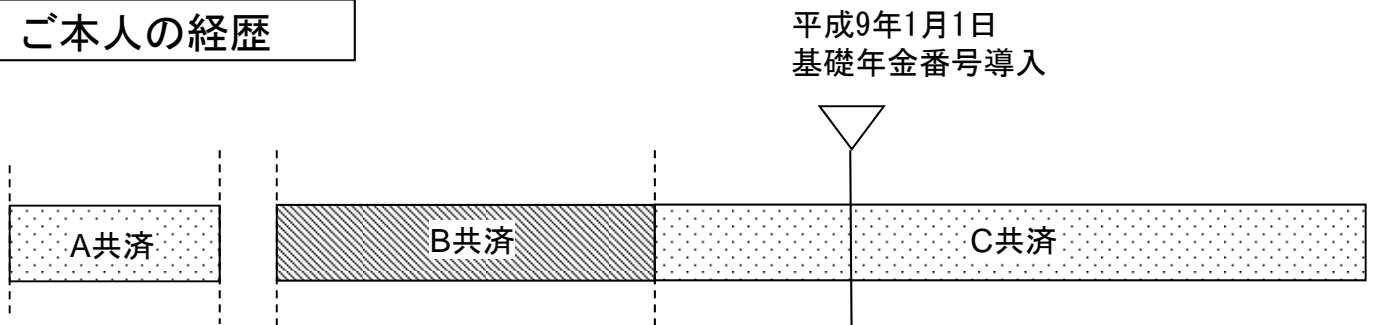
本年4月以降に送付を開始した、地共済関係の回答を行った約3万件の一部(現段階では未提供分の範囲が明らかでないため、該当件数は不明)

4. 対応

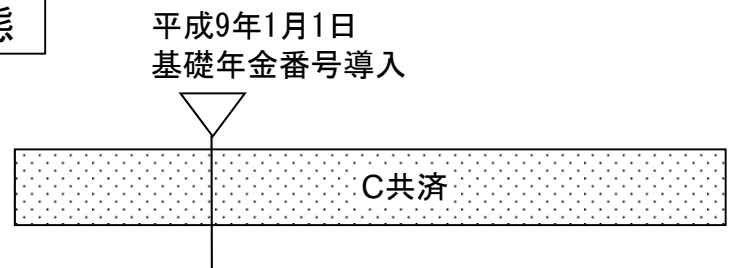
- 回答をご覧になってお問い合わせいただいた方に対し、年金事務所やコールセンターにおいて丁寧に事情を説明いたします。
- 回答を送付した方には、事情を説明したお手紙を送付いたします。
- 今後、回答を送付する際、地共済関係記録について照会をいただいた方に対しては、地共済期間については、一部漏れが生じているおそれがある旨の注意喚起文を同封して回答をお送りします。
- 地共済と協議し、必要な記録の提供を受け、日本年金機構側の記録の整備を行います。

「ねんきん特別便」における地方公務員等 共済組合加入期間の漏れ (イメージ図)

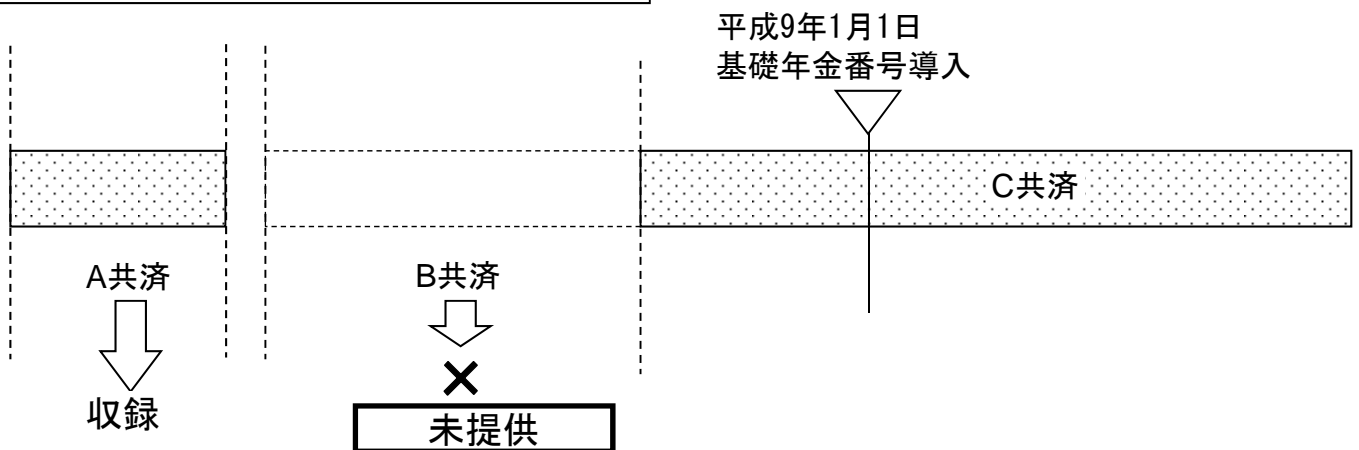
1. ご本人の経歴



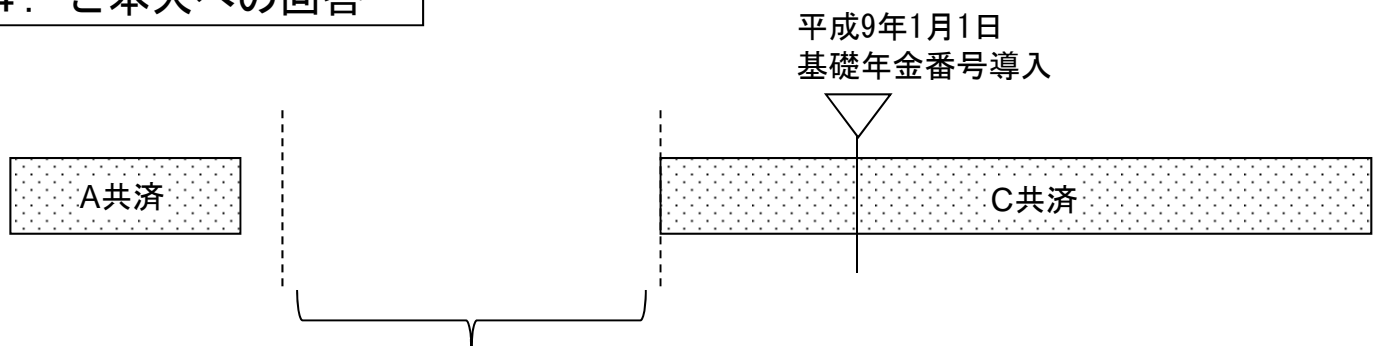
2. 基礎年金番号導入時の記録の状態



3. 地共済から提供された記録



4. ご本人への回答



提出されなかったB共済の記録が収録されないままご本人に対し回答を行った。

年金機構から情報提供を受けて、地共済で整備中